

## 流山市議会正副議長立候補者所信表明演説会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民に開かれた議会の実現のため、議長又は副議長の選出過程を透明化することを目的として、議長選挙及び副議長選挙を前に、それぞれ議長又は副議長になろうとする者（以下「立候補者」という。）が所信表明をする所信表明演説会（以下「演説会」という。）を開催するために必要な事項を定めるものである。

(正副議長への立候補)

第2条 立候補者は、所信表明申出書（別記様式）をそれぞれ選挙のある3日前の正午までに流山市議会正副議長選挙準備会（以下「準備会」という。）の会長に届け出なければならない。

(演説会の開催)

第3条 演説会は、議長選挙及び副議長選挙が行われる議会の休憩中に開催する。

2 演説会は、準備会が別に定める方式により行うものとする。

3 演説会は、本会議場で開催するものとする。

4 演説会は、これを公開するものとする。

5 演説会は、インターネット中継を行うものとする。

6 演説会において立候補者は、所信又は抱負を表明することができる。

7 所信表明に対しては質問を行うことができる。

(発言時間)

第4条 演説会における所信表明の発言時間は、立候補者1名につき15分以内とする。

2 所信表明に対する質問の発言時間は、立候補者1名につき15分以内とする。

3 前項の場合において立候補者が回答する時間は、第1項の発言時間に含めないものとする。

(発言の順序)

第5条 演説会における所信表明の順序は、あらかじめ準備会においてくじで決定する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、演説会の開催について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

所信表明申出書

平成 年 月 日

様

立候補者氏名 印

下記のとおり流山市議会 選挙立候補者として、所信表明を行う旨を申し出ます。

- 1 立候補者の所属会派
- 2 立候補者の議員期数
- 3 立候補の理由
- 4 立候補者の略歴
- 5 所信表明の概要（200字以内でご記入ください）